

平成20年度あわら市人事行政の運営等の状況

あわら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年あわら市条例第1号）第6条の規定により、平成20年度（一部平成21年4月1日現在のものを含みます。）の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

この公表は、職員の給与や職員数、勤務条件などを市民の皆さんにお知らせすることにより、市の人事行政の公平性と透明性を高めることを目的としています。

1. 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員定数の適正化への取り組み

本市では合併後の職員数について、定員モデルや類似団体の職員数を参考に、平成25年度には324人とすることを目標に掲げてきましたが、平成19年度にはこれを達成していません。

また、平成18年3月に策定した行政改革大綱(集中改革プラン)では、さらなる職員の削減を目指し、平成22年度当初までに平成17年度当初の職員数366人に対し、15%（55人）以上の削減を行うこととしていましたが、平成20年度当初には、これも達成いたしました。

このような中、平成20年度から職員採用を開始し、同年度に7人、平成21年度に11人の職員を採用し、平成21年4月1日現在の職員数は286人となっています。今後も、計画的な職員採用を行いながら、適正な職員数の維持に努める予定です。

【注】1 定員モデルとは、定員管理の適正化を進める際の基準となる職員数の算定方法の一つです。職員数に関係のある指標（人口、世帯数、面積など）をもとに、職員数の試算値を算定するものです。

2 類似団体とは、人口や産業構造などにより全国の市町村をいくつかのグループに分類し、同じグループに属する団体をいいます。県内では小浜市があわら市と同じグループに属しています。

(2) 採用者数及び退職者数の状況

平成20年度中の退職者数及びH21年4月1日の採用者数の状況は、次の表のとおりです。

区分	退職者数		採用者数
	H20.4.1～H21.3.30	H21.3.31	H21.4.1
一般職	1人	10人	11人
保育士		4人	
福祉職		4人	
技能労務職		2人	
計	1人	20人	11人

(3) 部門別職員数の状況

各年度4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

(単位：人)

部 門	区 分	職 員 数				増減 (対H20)	増減の主な理由
		H18	H19	H20	H21		
一 般 行政部門	議 会	4	4	4	4	0	
	総 務	66	63	58	61	3	機構改革等に伴う増員
	税 務	12	12	14	15	1	収納推進室の充実に伴う増員
	民 生	88	74	70	70	0	
	衛 生	8	7	8	8	0	
	労 働	1	1	1	1	0	
	農林水産	18	17	15	15	0	
	商 工	8	9	7	9	2	企業誘致事業の特別会計廃止に伴う増員
	土 木	16	16	15	15	0	
一般行政部門計		221	203	192	198	6	
特 別 行政部門	教 育	85	75	69	70	1	教育総務課の充実に伴う増
公営企業等 会計部門	水 道	5	5	5	5	0	
	下 水 道	7	7	7	7	0	
	そ の 他	25	23	23	6	17	金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者移行等に伴う減員
合 計		343	313	296	286	10	

【注】 公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険事業や介護保険事業などの担当部門をいいます。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成20年度の普通会計決算の人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (H20.3.31現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
20年度	人 30,775	千円 12,867,974	千円 372,886	千円 2,220,480	% 17.3

【注】 1 普通会計決算とは、各地方公共団体の財政状況の把握や分析に用いるため、総務省の定める基準に基づき作成されるものです。本市の場合、一般会計に金津雲雀ヶ丘寮特別会計の一部を加えた額

が普通会計決算となります。

2 人件費には、市長や議員などの特別職に支給された給料や報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況

平成20年度の普通会計決算の職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
20年度	人 255	千円 997,446	千円 95,477	千円 407,494	千円 1,500,417	千円 5,884

【注】1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

平成21年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額等の状況は、次の表のとおりです。

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
あわら市	45.0歳	332,204円	371,279円	355,844円
国	41.5歳	325,521円	- 円	391,770円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
あわら市	52.2歳	267,221円	272,289円	269,221円
国	49.2歳	285,548円	- 円	322,737円

【注】1 一般行政職は、税務職、保健師、保育士、幼稚園教諭、企業職及び技能労務職を除いた職です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(4) 職員の初任給の状況

平成21年4月1日現在の一般行政職職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分	大学卒	高校卒
あわら市	172,200円	140,100円
国	種 181,200円 種 172,200円	140,100円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

平成21年4月1日現在の一般行政職職員の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	主任 主査	課長補佐	課長 参事	部長 理事	
職員数	18人	18人	39人	29人	29人	28人	10人	171人
構成比	10.5%	10.5%	22.8%	17.0%	17.0%	16.3%	5.9%	100%

【注】1 あわら市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 職員手当の状況

平成21年4月1日現在の主な職員手当の状況は、次の表のとおりです。

扶養手当等

区 分	内 容	あわら市	国との比較	
扶養手当	配偶者	13,000円/月	国と同じ	
	配偶者以外の扶養親族	6,500円/月		
	扶養親族1人（配偶者なし）	11,000円/月		
	特定期間にある子（1人につき） 【注】 特定期間とは、扶養親族の子が16歳に達する年度の初めから22歳に達する年度末までの期間をいいます。	5,000円/月		
住居手当	自宅の場合 【注】 新築又は購入後5年間に限ります。	2,500円/月	国と同じ	
	借家の場合	家賃55,000円以上	27,000円/月	国と同じ
		家賃23,000円を超え55,000円未満	家賃額から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加えた額	
		家賃23,000円以下	家賃額から12,000円を控除した額	
通勤手当	交通機関等の利用者 【注】 通勤距離片道2km以上の場合に限ります。	運賃等(定期券)相当額（上限55,000円/月）	国と同じ	
	乗用車等の使用者 【注】 通勤距離片道2km以上の場合に限ります。	通勤距離に応じ、2,000円から24,500円まで		

管理職手当

区 分	支給額
部 長	77,300円
理 事	72,700円
課 長	61,400円
参 事	41,500円

期末・勤勉手当

(平成20年度支給割合)

区 分	あわら市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.40月	0.750月	2.15月	1.40月	0.750月	2.15月
12月期	1.60月	0.750月	2.35月	1.60月	0.750月	2.35月
計	3.00月	1.50月	4.50月	3.00月	1.50月	4.50月
加算措置の状況	職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。			職務上の段階、職務の級等による加算措置があります。		

退職手当

区 分	あわら市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

時間外勤務手当

区 分	支給額	職員1人当たりの平均支給年額
平成18年度	25,890千円	86,013円
平成19年度	25,586千円	94,066円
平成20年度	23,757千円	93,165円

(7) 特別職の給料、報酬等の状況

平成21年4月1日現在の特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期末手当(平成20年度支給割合)
市 長	534,000円	6月期 1.6月 12月期 1.7月 計 3.3月
副市長	665,000円	
議 長	440,000円	
副議長	370,000円	
議 員	350,000円	

【注】平成23年4月まで、市長は40%、副市長は5%を減額しています。減額前の給料月額は、それぞれ890,000円、700,000円となっています。

3. 職員の勤務条件及びサービスの状況

(1) 勤務時間の状況

平成20年度の本庁職員の勤務時間は、次の表のとおりです。

勤務時間帯	休憩時間	休息时间
8時30分～17時30分	12時～13時	廃止

(2) 休暇等の概要

職員の休暇制度及び休業制度の概要は、次の表のとおりです。

区 分		内 容	平成20年度の取得状況	
休 暇	年次休暇	1年につき最高20日間与えられます。前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。	取得日数	8.5日
	病気休暇	負傷や疾病のために勤務することができない場合、医師の証明などに基づき認められる休暇です。休暇の期間は90日以内(結核性疾患の場合は1年以内)です。	取得者	14人
	特別休暇	特別な事由により、勤務しないことが相当である場合として規則で定めている休暇です。結婚休暇や忌引休暇、産前・産後休暇などが規則で定められています。	結婚休暇 忌引休暇 産前・産後休暇	3人 40人 6人
	介護休暇	家族などを介護をする必要がある場合、連続する6カ月の期間内で認められる休暇です。期間中、給与は支給されません。	取得者	1人
育児休業		子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として休業できる制度です。期間中、給与は支給されません。	取得者	6人 (内、男性0人)

【注】1 年次休暇は、年単位で与えられるため、平成20年1月1日から12月31日までの職員1人当たりの平均取得日数です。

2 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、平成20年度中に休暇等を開始した職員数です。

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が心身の故障などによりその職責を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して行う不利益処分のことです。分限処分には、給料の号給を低い額に決定する「降給」、一定期間職務に従事させない「休職」、現在の職よりも低い職に任命する「降任」及び職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。

平成20年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	降 給	休 職	降 任	免 職
処分者数	0人	4人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う制裁措置のことです。懲戒処分には、軽い順から義務違反の責任を確認し、書面等で戒める「戒告」、給料を一定期間減額して支給する「減給」、懲罰として一定期間職務に従事さ

せない「停職」及び懲罰として職員の身分を失わせる「免職」の4種類があります。
平成20年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

処分の内容	戒告	減給	停職	免職
処分者数	3人	0人	0人	0人

5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条には「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

本市では、時代の変化に即応できる能力と知識をもった職員を育成するため、各種の職員研修を行っています。平成20年度の研修の状況は、次の表のとおりです。

区分	研修先	受講者数
委託研修	福井県自治研修所	77人
派遣研修	市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）	2人
	全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）	0人
	自治大学校	0人
計		79人

【注】1 委託研修は、福井県自治研修所に委託して行う研修です。職員の在職年数別、役職別研修や課題別研修などを体系的かつ計画的に実施し、職員の役割に応じた知識の修得を図っています。

2 派遣研修は、専門的実務知識の修得を目的として市町村職員中央研修所などの研修機関へ職員を派遣して行う研修です。

3 市独自の職員研修として、平成20年度は行政対象暴力やインフルエンザ対策に関する研修、男女共同参画に関連したメディアリテラシー研修などを実施しました。

(2) 勤務成績の評定の状況

本市では、合併後の勤務評価制度として、合併前の旧芦原町及び旧金津町の評価制度や先進市の事例などを参考にした新たなシステムを平成17年度に構築し、平成18年度から試行しています。

本市の勤務評価制度は、職員の能力や実績を適正に評価し、人事や給与等の処遇に反映させるとともに、目標管理手法を導入し、職員一人ひとりに行政サービスの提供者としての自覚を促し、主体的に課題に取り組む職員の意識改革や効果的な人材育成を図ることを目的としています。

【注】 目標管理手法は、職員個々が組織（部や課など）の目標と連動した業務目標を設定し、設定した目標に対する達成度や達成のための取組みなどを評価する手法です。

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他福利厚生事業に関する事項について、計画を立てて実施するよう地方公務員法第42条に定められています。本市では、職員の福利厚生事業として、生活習慣病予防検診やがん検診のほか、人間ドックの助成などの健康管理事業を実施しています。

平成20年度の各種検診の受診状況は次のとおりです。

項 目	受診者等	費 用
一般健康診断	269人	1,988千円
人間ドック	80人	999千円
がん検診	延べ242人	628千円

また、市が行うべき福利厚生事業の一部を、職員の互助組織である「あわら市職員互助会」が、市から助成を受けて代行しています。内容は、都市職員体育大会をはじめとする各種スポーツ大会への参加助成やレクリエーション事業への助成などです。このほか、職員の会費で冠婚葬祭に際しての給付なども行っています。

平成20年度のあわら市職員互助会の決算状況は、次のとおりです。

項 目		金額	項 目		金額	備 考
収入総額		3,929千円	支出総額		3,307千円	
内 訳	公費負担額	1,146千円	内 訳	元気回復事業	1,795千円	代行事業
	会費	2,016千円		各種大会参加助成	333千円	代行事業
	繰越金など	767千円		慶弔給付など	1,179千円	会費事業

会員数：384人（平成21年4月1日現在）

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。平成20年度は、公務上のケガによる災害の認定申請が3件あり、年度内に全て認定されました。

7. 公平委員会の業務の状況

(1) 公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置されています。公平委員会が処理する事務は同法第8条第2項に定められており、その主な内容は次のとおりです。

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

職員の苦情を処理すること。

(2) 業務の状況

平成20年度の公平委員会の業務の状況は、次の表のとおりです。

業務の種別	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
苦情の処理の件数	0件